

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2019年12月）傍聴

日 時： 2019年12月11日（水）、12日（木）

場 所： ロンドン IASB 本部

出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 日野 俊之

IASB 会議（2019年12月）傍聴報告

日時：2019年12月11日（水）、12日（木）

スケジュール：別紙参照

場所：ロンドン IASB 本部

2019年12月11日及び12日に、英国ロンドンのIFRS財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。12月のIASBボード会議では、以下の項目が議論された。

- 適用に関する事項
- 会計方針及び会計上の見積り（IAS第8号の修正）
- 資本の特徴を有する金融商品
- IFRS第17号「保険契約」の修正
- 概念フレームワークへの参照の更新（IFRS第3号の修正）
- IFRS for SMEs 基準の2019年包括レビュー
- IBOR改革と財務報告への影響
- SMEsである子会社
- 共通支配下の企業結合

【12 月 11 日 (水)】

適用に関する事項

不利な契約 — 契約履行のコスト (IAS 第 37 号の修正)

(背景)

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」では、契約による不可避的なコストが契約による経済的便益を上回る不利な契約を企業が有している場合には、当該契約による現在の債務を引当金として計上することが定められているが、当該不可避的なコストに何を含めるかについて複数の解釈が存在している。

この課題に対応するため、IASB は、2018 年 12 月に公開草案「不利な契約 - 契約履行のコスト (IAS 第 37 号の修正案)」を公表した。2019 年 9 月及び 10 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するフィードバックへの対応を検討し、契約履行のコストには契約に直接関連するコストを含むとする公開草案の提案を維持すること、また、契約に直接関連するコストの例示の案を、当該契約の増分履行コスト並びに当該契約及び他の契約の履行に直接関連するコストの配分で構成されるとの明確化に置き換えることなどを決定した。

(今回の会議における主な論点)

今回の IASB ボード会議では、IAS 第 37 号の修正の発効日について議論された。また、デュー・プロセス (書面投票プロセスを開始する許可を含む) についても議論された。

(主な暫定決定事項)

発効日

IASB は、企業はこの修正を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用すべきであり、早期適用を認めると暫定的に決定した。

デュー・プロセス

IASB は、この修正は再公開を要しないと合意した。また、14 名の IASB メンバー全員が、IASB が適用されるデュー・プロセスに準拠してきており、かつ、修正についての書面投票プロセスを開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

(今後の予定)

IASB は、この修正を 2020 年第 2 四半期に公表する予定である。

IFRS 基準の年次改善 2018- 2020

(背景)

IASB は、2019年5月21日に公開草案「IFRS 基準の年次改善 2018-2020」(コメント期限：2019年8月20日)を公表した。公開草案は次の領域を扱っている。

- a. 初度適用企業としての子会社 (IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正)
- b. 金融負債の認識の中止に関する「10%」テストにおける手数料 (IFRS 第9号「金融商品」の修正)
- c. リース・インセンティブ (IFRS 第16号「リース」に付属する設例の修正)
- d. 公正価値測定における課税 (IAS 第41号「農業」の修正)

2019年11月のIASB ボード会議では公開草案に対するフィードバックについて議論を行った。このうち、(a)については、公開草案の提案を一部修正し、IFRS 第1号のD16項(a)の適用を選択する子会社に対して、親会社が報告した金額を使用してすべての在外営業活動体についての換算差額累計額を測定することを認めるとした。また、(b)、(c)、及び(d)については公開草案から内容を変更することなく最終決定することを暫定的に決定した。

(今回の会議における主な論点)

今回のIASB ボード会議では、「IFRS 基準の年次改善 2018-2020」の発効日について議論された。また、デュー・プロセス (書面投票プロセスを開始する許可を含む) についても議論がなされた。

(主な暫定決定事項)

発効日

IASB は、企業はIFRS 第1号、IFRS 第9号及びIAS 第41号の修正を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用すべきであり、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

デュー・プロセス

IASB は、この修正が次のようなものであると合意した。

- a. 年次改善プロセスに含めるための要件を満たしている。
- b. 再公開を要しない。

14名のIASBメンバー全員が、IASBが適用されるデュー・プロセスに準拠してきており、かつ、「IFRS基準の年次改善2018-2020」についての書面投票プロセスを開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

（今後の予定）

IASBは、「IFRS基準の年次改善2018-2020」を2020年第2四半期に公表する予定である。

会計方針及び会計上の見積り（IAS第8号の修正）

（背景）

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、会計方針の変更については遡及的に適用され、見積りの変更については将来に向かって適用されることが要求されているが、作成者はこれらの区別を行うことが困難な場合があり、実務が多様となっていた。IASBは、2017年9月にこれらの区別を明確にするための公開草案「会計方針及び会計上の見積り」（IAS第8号の修正案）を公表した。

その後、IASBは、公開草案に対するフィードバックを議論し、公開草案で提案されたように会計上の見積りの定義を導入すること、当該定義の提案を「財務報告に関する概念フレームワーク」の記述に沿って「測定の不確実性」の用語を用いて見直すこと、また、会計上の見積りに関する一定の明確化を図ることなどを決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、IAS第8号の修正に関する経過措置及び発効日について議論された。また、デュー・プロセス（書面投票プロセスを開始する許可を含む）についても議論された。

（主な暫定決定事項）

経過措置及び発効日

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業がこの修正を適用する最初の事業年度の期首以後に生じる会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関し、この修正を適用することを企業に要求する。
- b. 公開草案の第54F項(b)の提案の最後の2つの文を含めない。
- c. この修正を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求し、早期適用を認める。

- d. 企業がこの修正を早期適用した旨を開示するという要求を追加しない。

デュー・プロセス

14名のIASBメンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスに準拠してきており、かつ、IAS第8号の修正についての書面投票プロセスを開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

（今後の予定）

IASBはIAS第8号の修正を2020年第2四半期に公表する予定である。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASBは、2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表し、合計128通のコメントを受領している。寄せられたコメントを踏まえ、その後の審議において、プロジェクトの範囲で扱う可能性のある実務上の論点及びプロジェクト日程等について議論を行い、検討を進めている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、IAS第32号「金融商品：表示」の明確化の可能性について議論した。企業自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性のある金融商品を分類する際の実務における課題に対処することに役立つものである。特に、IASBは、自己の資本に係るデリバティブの分類に関しての基礎となる原則の明確化の可能性を検討した。

（今後の予定）

IASBはこのトピックについて、実務における一般的な課題の考え得る明確化の適用を含めて、さらに議論する予定である。

IFRS第17号の修正

（背景）

IASBは、IFRS第17号「保険契約」の導入を支援するための作業（IFRS第17号に関する移行リソース・グループ（TRG）の会議を含む。）を行っており、TRGや他の関係者が議論した懸念及び適用上の課題について検討を進めている。これについて、IASBは2019年6月に公開草案「IFRS第17号の修正」を公表し、IFRS第17号の的を絞った修正を提案し、9月25日までコメントを求めた。その後、公開草案に対する

フィードバックについて議論を行い、2019年11月のIASBボード会議において、フィードバックで提起された課題への今後の対応を整理し、確認は行うものの実質的な再審議は行わない公開草案での修正案、さらに検討する項目、検討を行わない項目を決定した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、2019年11月のIASBボード会議における今後の対応の整理を踏まえて、次の事項を検討した。

- a. IASBが実質的な再審議をせずに最終確定すべき修正案
- b. さらに検討する項目
 - i. 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収
 - ii. 保有している再保険契約 — 損失の回収

（主な暫定決定事項）

最終確定すべき修正案

IASBは、公開草案で提案したIFRS第17号の下記の修正を最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 融資についての範囲除外
- b. 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン — 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位
- c. 財政状態計算書における表示 — グループ・レベルではなくポートフォリオ・レベル
- d. リスク軽減オプションの適用可能性 — 保有している再保険契約
- e. 企業結合についての経過的な救済措置
- f. リスク軽減オプションについての経過的な救済措置 — 移行日からの適用及び公正価値アプローチを適用する選択肢

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローを、規則的かつ合理的な方法を適用して下記に配分することを企業に要求するIFRS第17号の

修正案を最終確定する。

- i. 当該グループ
 - ii. 当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループ
- b. 次のことを明確化する。
- i. 保険契約グループに配分した金額は、当該グループを認識した後は改訂できない。
 - ii. まだ認識していない保険契約グループに配分した金額は、各報告日に改訂し、配分方法に対するインプットを決定する仮定の変更を反映するようすべきである。
- c. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の会計処理単位は、当該キャッシュ・フローが配分された保険契約グループである旨を確認する。
- d. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、事実又は状況により当該資産が減損している可能性があることが示されている場合には企業がその回収可能性を評価するという要求事項案を最終確定する。
- e. 企業が下記を開示するという要求事項案を最終確定する。
- i. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表（減損損失の認識及び減損損失の戻入れを区分して示す）
 - ii. 企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止を行い当該キャッシュ・フローをそれらが配分される保険契約グループの測定に含めると予想している時期に関しての定量的情報（適切な期間帯で）
- f. 企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産に関連する保険契約の帳簿価額の中で表示するという IFRS 第 17 号の要求を、変更せずに維持する。

保有している再保険契約 — 損失の回収

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号の修正案の範囲を拡張して、企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識することを企業に要求する。

- b. 修正案の範囲の拡張の結果として、収益の計算の提案を修正し、保有している再保険契約から回収される損失の金額を下記の積によって算定することを企業に要求する。
 - i. 基礎となる保険契約について認識する損失
 - ii. 基礎となる保険契約に係る保険金のうち保有している再保険契約から回収すると企業が見込んでいる比率
- c. 上記(a)の IFRS 第 17 号の修正は、保有している再保険契約が、基礎となる保険契約について損失が認識される前又はそれと同時に認識される場合にのみ適用される旨を確認する。

IASB は、次のことも暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号に関する結論の根拠の BC304 項に対する脚注の提案を削除する。
- b. IFRS 第 17 号の最終的な修正において、IFRS 第 17 号の第 66 項(c) (ii)（基礎となる保険契約グループが不利となった場合の保有している再保険契約の事後測定について）は、基礎となる保険契約が保険料配分アプローチを適用して測定される場合にも適用される。

（今後の予定）

IASB は、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対するフィードバックに対応する議論の残りのトピックを再審議する予定である。

「概念フレームワーク」への参照の更新（IFRS 第 3 号の修正）

（背景）

現行の IFRS 第 3 号「企業結合」第 11 項では、企業結合時に取得企業が取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の認識の条件として、2001 年に IASB が IASC から引き継いだ「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」（以下「1989 年版フレームワーク」という。）における資産及び負債の定義を満たすものでなければならないとされていた。しかし、2018 年 3 月に公表された改訂後の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「2018 年版概念フレームワーク」という。）では、資産及び負債の定義が変更されたため、IFRS 第 3 号における 1989 年版フレームワークへの参照を、2018 年版概念フレームワークに更新した場合、企業結合時に取得企業が認識すべき資産及び負債の母集団が変わる可能性があることが懸念されていた。

当該懸念に対応するため、IASB は、2019 年 5 月 30 日に公開草案「概念フレームワ

ークへの参照の更新（IFRS第3号の修正案）」（コメント期限：2019年9月27日）を公表し、以下の3つの提案を行っていた。

- (1) IFRS第3号第11項の1989年版フレームワークへの参照を削除し、2018年版概念フレームワークへの参照に更新する。
- (2) IFRS第3号における認識原則の例外を追加し、企業結合と別に発生したと仮定した場合にIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」又はIFRIC解釈指針第21号「賦課金」の範囲に含まれることになる負債及び偶発負債については、取得企業は、企業結合で引き受けた負債の識別にあたり、2018年版概念フレームワークではなく、IAS第37号又はIFRIC第21号を適用することとする。
- (3) IFRS第3号の適用に際して、取得企業は企業結合で取得した偶発資産を認識してはならない旨を明確にする。

2019年11月のIASBボード会議では公開草案に対するフィードバックの要約について議論され、今後の審議において公開草案の提案の諸側面をコメント提出者が提起した事項を踏まえて再審議することとされていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回のIASBボード会議では、公開草案に対するフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは、公開草案に示した下記の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. IFRS第3号に認識原則の例外を追加する。ただし、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及びIFRIC第21号「賦課金」の範囲に含まれる負債及び偶発負債についてのみとする。IASBは、IFRIC第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」の範囲に含まれる当期税金資産及び当期税金負債についての例外は追加しないことを暫定的に決定した。
- b. 引当金、偶発負債及び偶発資産に関する認識の要求事項のすべてを、「認識原則の例外」という見出しのセクションの中に置く。

IASBは、IFRS第3号に付属する結論の根拠からBC125項を削除することも暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASBは、今後のIASBボード会議において、この修正に関する経過措置及び発効日について議論し、本プロジェクトについてデュー・プロセスの要求事項を遵守してき

たかどうかを検討する予定である。

IFRS for SMEs 基準の2019年包括レビュー

（背景）

IASBは、定期的に中小企業向けIFRS基準（IFRS for SMEs）の包括的レビューを行うこととしている。

前回の包括的レビューによる改正基準の発効（2017年1月）から2年経過したことを受け、包括的レビュー（以下「2019年レビュー」という。）に関する議論を行っている。これまでの議論において、IFRS for SMEsを、これに組み込まれていない新規のIFRS基準及びIFRS基準の修正と整合させることの是非及びその方法について「情報要請」で見解を求めることが暫定決定されており、IASBは、2019年10月のIASBボード会議までの議論において、概ね情報要請に含めるべき内容の検討を終えている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、情報要請のドラフトの開発にあたり実施された手順のレビューが行われた。この情報要請の公表によりIFRS for SMEs基準の2019年包括レビューの第1フェーズが完了することとなる。

（主な暫定決定事項）

情報要請のドラフトの開発及び公表の許可

IASBは、情報要請のドラフトが審議会の議論とSME適用グループからのインプットの両方を反映するように開発されたとの説明を受けた。

IASBは、情報要請のドラフトの開発にあたり実施された手順に満足したこと及び適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守してきたことを確認した。審議会は次のことを行った。

- a. 情報要請について180日のコメント期間を設けることを決定した。
- b. 情報要請を一般のコメントを求めるために公表するようスタッフに指示した。

（今後の予定）

IASBは、情報要請を2020年1月に公表する予定である。

IBOR 改革と財務報告への影響

（背景）

2018年12月のIASBボード会議において、IBOR改革¹に関するプロジェクトを2つのフェーズに分け、第1フェーズとしてIBOR改革前に生じる可能性のある問題について取り組み、第2フェーズとしてIBOR改革実施時の問題について取り組むことが暫定決定された。

第1フェーズとして、IASBは2019年5月に公開草案「金利指標改革（IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の修正案）を公表し、その後の検討を経て2019年9月に最終化した。

また、第2フェーズとして、2019年9月のIASBボード会議において、予備的な範囲、及び今後の議論の日程を議論し、2019年10月のIASBボード会議において金融商品の分類及び測定に関する潜在的な会計上の論点の検討から具体的な議論を開始している。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、2019年9月のIASBボード会議の議論を踏まえて、第2フェーズの次の課題として金利指標改革（IBOR改革）により生じる可能性のあるヘッジ会計の論点について議論した。

（主な暫定決定事項）

ヘッジ会計

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 下記のことが行われた後にヘッジ関係を中止すべきかどうかを決定する IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の要求事項を維持する。
 - i. ヘッジ対象又はヘッジ手段の認識の中止を生じさせる大幅な条件変更
 - ii. 認識の中止を生じさせず、IBOR改革の直接の結果として要求されるものでないか又は経済的に同等のベースで行われない条件変更
- b. IFRS第9号及びIAS第39号を修正して、IBOR改革の直接の結果として要求され経済的に同等のベースで行われる条件変更を反映するために必要なヘッジ文書

¹ LIBOR等のベンチマーク金利の不正操作問題を踏まえて、これらの主要な金利指標をより信頼性の高い金利指標に改革すること。LIBOR等のベンチマーク金利は様々な金融商品で参照されており、財務報告に与える影響が多大となることが想定される。

化の次のような変更が、ヘッジ会計の中止を生じさせないように、現在の要求事項からの例外を設ける。

- i. ヘッジされるリスクを、代替的な指標金利を参照するように再定義する。
- ii. ヘッジ手段又はヘッジ対象の記述を、代替的な指標金利を参照するように再定義する。
- c. IAS 第 39 号を修正して、IBOR 改革により、ヘッジ関係の開始時にヘッジ文書化において定義されたのと同じ方法を使用し続けることが実務上不可能である場合に、ヘッジ有効性の評価に用いる方法の変更がヘッジ会計の中止を生じさせないように、現在の要求事項からの例外を設ける。

IASB は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについてのヘッジ文書化においてヘッジされるリスクを上記 (b) (i) で述べたように変更する企業に対し、金融資産又は金融負債のポートフォリオに含まれるすべての項目が、ヘッジされているリスクを共有していると仮定することを要求するように IAS 第 39 号を修正することも暫定的に決定した。

上記 (b) 及び (c) に述べたヘッジ文書化の変更について、企業は、IFRS 基準の要求事項を引き続き適用して、ヘッジ手段及びヘッジ対象を測定し、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号で要求されている結果的な評価修正により生じる可能性のあるヘッジ非有効部分を認識することを要求される。

項目グループのヘッジに関して、IASB は、指定されたグループの中の項目が、IBOR 改革の直接の結果として要求され経済的に同等のベースで行われる条件変更について修正される場合に、企業に対し次のことを認めるように IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正することを暫定的に決定した。

- a. ヘッジ対象を指定された項目グループの中の 2 つのサブグループ（一方は当初の金利指標を参照し、他方は代替的な指標金利を参照する）によって定義するようにヘッジ文書化を修正する。
- b. ヘッジ関係において指定された項目の各サブグループについて比例テストを実施する。
- c. ヘッジ指定を単一のヘッジ関係として扱い、仮想デリバティブを項目サブグループの組合せを反映するように修正する。
- d. IBOR と代替的な指標金利を、類似したリスク特性を共有しているかのように扱う（ただし、IAS 第 39 号に基づいて指定された項目グループに関してのみ）。

（今後の予定）

IASBは、今後のIASBボード会議において、次のことについて議論する予定である。

- a. 本プロジェクトのフェーズ1で設けた例外の適用を期限満了とする時期
- b. IBOR改革が他のIFRS基準に与える影響
- c. 開示
- d. 修正案の経過措置及び発効日

【12月12日（木）】

SMEsである子会社

（背景）

IASBは、中小企業(Small and Medium-sized Entities : SMEs)である子会社に、子会社としての財務報告において、親会社への報告で使用するIFRS基準における認識及び測定の使用しつつも開示要求の負担を軽減するため、IFRS基準における認識及び測定の使用とIFRS for SMEs基準における開示要求の使用を認めることが可能かどうかを評価するためのリサーチを進めている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、オーストラリア会計基準審議会（AASB）のクリス・ピーチ議長から、AASBが提案している簡素化した開示基準についてのプレゼンテーションを受けた。

（主な暫定決定事項）

今回のIASBボード会議では、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASBは、今後のIASBボード会議において、SMEsである子会社についてのプロジェクトを基準設定プログラムに移すことを望むかどうかを質問される予定である。

共通支配下の企業結合

（背景）

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用範囲に含まれていない共通支配下の企業結合（以下「BCUCC」という。）の会計処理について、2020年上半期中にディスカッション

ョン・ペーパーを公表する方向で議論を行っている。

2018年に行われたIASBボード会議では、移転先企業の非支配株主に影響を与える一部のBCUCCについて議論が行われ、2019年前半のIASBボード会議では、移転先企業の非支配株主に影響を与えるBCUCCと影響を与えないBCUCCについて、それぞれの関係者の情報ニーズや代替的な測定アプローチ等について議論が行われてきた。2019年9月のIASBボード会議において、取得法に基づく現在の価値によるアプローチを、基本的に本プロジェクトの範囲に含まれる取引のうち受入企業の非支配株主に影響を与える取引に要求すべきであることを暫定的に決定した。

取得法は、移転した対価が取得した識別可能純資産の公正価値を上回る場合の差額をのれんとし、下回る場合の差額を割安購入に関する利得とするが、BCUCCとIFRS第3号の企業結合との違いも踏まえて、それぞれの差額の処理を修正すべきか否か、どのように修正するかが問題とされている。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、共通支配下の企業結合における受入企業が、IFRS第3号に示された取得法に基づく現在の価値によるアプローチをどのように適用すべきかについて議論された。

（主な暫定決定事項）

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 受入企業に対し、取得した識別可能な純資産の公正価値が移転された対価の公正価値を超える場合の超過額を、受入企業の資本の増加（拠出）として認識することを要求し、割安購入益として純損益計算書に認識することはしない。
- b. 受入企業に対し、分配の識別、測定及び認識を要求しない。

（今後の予定）

IASBは、今後のIASBボード会議において、移転された対価の公正価値が取得した持分の公正価値を上回るかどうかを利用者が評価することに役立つために、取引価格に関するどのような情報を受入企業が財務諸表注記において提供すべきかについて議論する予定である。また、簿価引継アプローチをどのように適用すべきか及び財務諸表注記においてどのような情報を提供すべきかについて議論する予定である。

別紙 スケジュール

12月11日(水)

時間 (予定)	アジェンダ項目
09:30-10:00	適用に関する事項 (アジェンダ・ペーパー12) (予定 30 分→ 10 分)
10:00-10:30	会計方針と会計上の見積り (アジェンダ・ペーパー26) (予定 30 分→ 10 分)
10:30-12:00	資本の特徴を有する金融商品 (アジェンダ・ペーパー5) (予定 90 分→ 60 分)
12:00-13:00	休憩
13:00-14:30	IFRS 第 17 号「保険契約」の修正 (アジェンダ・ペーパー2) (予定 90 分→ 75 分)
14:30-14:45	休憩
14:45-15:15	概念フレームワークへの参照の更新 (IFRS 第 3 号の修正) (アジェンダ・ペーパー10) (予定 30 分→ 15 分)
15:15-15:45	IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー (アジェンダ・ペーパー30) (予定 30 分→ 5 分)
15:45-16:45	IBOR 改革と財務報告への影響 (アジェンダ・ペーパー14) (予定 60 分→ 45 分)

12月12日(木)

時間 (予定)	アジェンダ項目
09:00-10:30	SMEs である子会社 (アジェンダ・ペーパー31) (予定 90 分→ 90 分)
10:30-12:00	共通支配下の企業結合 (アジェンダ・ペーパー23) (予定 90 分→ 55 分)

以 上